

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 6 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

先進医療技術名「血中 T A R C 濃度の迅速測定」の
先進医療上の取扱いについて

今般、「Th2 ケモカイン・TARC キット」（以下「本品」という。）の
保険適用に伴い、先進医療技術名「血中 T A R C 濃度の迅速測定」の先
進医療上の取扱い等を下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、
遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知
徹底をお願いします。

記

本品については、「体外診断用医薬品の保険適用に関する取扱いにつ
いて」（令和 6 年 2 月 14 日産情発 0214 第 6 号、保発 0214 第 6 号）に
基づき、保険適用したとともに、今後、厚生労働大臣の定める先進医療
及び患者申出療養並びに施設基準（平成 20 年厚生労働省告示第 129 号）
を一部改正し、令和 7 年 9 月 1 日に先進医療から取り下げになること。

なお、本品は既に保険適用されていることを踏まえ、本品を保険医療
機関が患者に支給した場合については、保険医療機関は保険外併用療養
費ではなく療養の給付を請求することとする。